

○ 公認会計士法施行規則（平成十九年内閣府令第八十一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（登録申請書の記載事項）</p> <p>第六十一条 法第三十四条の二十五第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 社員である公認会計士及び特定社員の登録番号</p> <p>二・三 「略」</p> <p>（有限責任監査法人登録簿の備置き）</p> <p>第六十三条 金融庁長官は、その登録をした登録有限責任監査法人（法第三十四条の二十七第一項第二号に規定する登録有限責任監査法人をいう。以下同じ。）に係る有限責任監査法人登録簿（次条に定める部分を除く。）を、金融庁に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。</p> <p>（個人の権利利益を害するおそれがあるもの）</p> <p>第六十三条の二 法第三十四条の二十六第三項に規定する内閣府令</p>	<p>（登録申請書の記載事項）</p> <p>第六十一条 法第三十四条の二十五第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>「号を加える。」</p> <p>一・二 「同上」</p> <p>（有限責任監査法人登録簿の備置き）</p> <p>第六十三条 金融庁長官は、その登録をした登録有限責任監査法人（法第三十四条の二十七第一項第二号に規定する登録有限責任監査法人をいう。以下同じ。）に係る有限責任監査法人登録簿を、金融庁に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。</p> <p>「条を加える。」</p>

で定める部分は、法第三十四条の二十五第一項第三号に掲げる事項のうち社員の住所に係る部分とする。

(登録申請書の記載事項)

第八十四条 [略]

2 [略]

3 法第三十四条の三十四の四第一項第二号ホに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 社員である公認会計士及び特定社員の登録番号
- 二 〽四 [略]

(登録申請書の添付書類)

第八十五条 [略]

2 [略]

3 法第三十四条の三十四の四第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 [略]
- 二 申請者が監査法人である場合にあっては、社員である公認会計士の経歴書

「号の細分を削る。」

〔三・四 略〕

(登録申請書の記載事項)

第八十四条 [同上]

2 [同上]

3 [同上]

「号を加える。」

(登録申請書の添付書類)

第八十五条 [同上]

2 [同上]

3 [同上]

- 一 [同上]
 - 二 申請者が監査法人である場合にあっては、次に掲げる書類
- イ 社員である公認会計士及び特定社員の氏名及び登録番号を記載した書類
 - ロ 社員である公認会計士の経歴書

〔三・四 同上〕

(個人の権利利益を害するおそれがあるもの)

第八十五条の二 法第三十四条の三十四の五第三項に規定する内閣府令で定める部分は、次に掲げる部分とする。

- 一 法第三十四条の三十四の四第一項第一号ロに掲げる事項に係る部分
- 二 法第三十四条の三十四の四第一項第二号ハに掲げる事項のうち社員の住所に係る部分

別紙様式第3号 (第60条関係)

(日本産業規格 A4)

(第1面) [略]

(第2面)

[略]	[略]
社員の氏名及び住所並びに社員である公認会計士及び特定社員の登録番号	[略]
[略]	[略]

(第3面)

(別添1：社員の氏名及び住所並びに社員である公認会計士及び特定社員の登録番号)

公認会計士である社員	
氏名	登録番号

住所	

「条を加える。」

別紙様式第3号 (第60条関係)

(日本産業規格 A4)

(第1面) [同左]

(第2面)

[同左]	[同左]
社員の氏名及び住所	[同左]
[同左]	[同左]

(第3面)

(別添1：社員の氏名及び住所)

公認会計士である社員	
氏名	住所

特定社員		
氏名	登録番号	住所

(記載上の注意)
[略]

(第4面) [略]

(第5面)

登録免許税領収証書貼付欄

特定社員		
氏名	登録番号	住所

(記載上の注意)
[同左]

(第4面) [同左]

[加える。]

別紙様式第 4 号 (第 65 条第 1 項関係)

(日本産業規格 A4)

(第 1 面)

金融庁長官 殿	年 月 日
申請者 登録番号 第 号	
(郵便番号 ー)	
主たる事務所の所在地	
電話番号 () ー	
名称	
代表者の氏名	
変更登録申請書	

有限責任監査法人の登録事項について、下記のとおり変更がありましたので、公認会計士法第 34 条の 28 第 1 項の規定により変更の登録を申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

なお、変更後の登録事項は別紙のとおりです。

(記載上の注意)

1. [略]

2. 変更の事実を証する書類を添付すること。ただし、変更の事由が行政
区画又は土地の名称の変更によるときは、この限りでない。

(第 2 面) [略]

(第 3 面)

別紙

[略]

別紙様式第 4 号 (第 65 条第 1 項関係)

(日本産業規格 A4)

(第 1 面)

金融庁長官 殿	年 月 日
申請者 登録番号 第 号	
(郵便番号 ー)	
主たる事務所の所在地	
電話番号 () ー	
名称	
代表者の氏名	
変更登録申請書	

有限責任監査法人の登録事項について、下記のとおり変更がありましたので、公認会計士法第 34 条の 28 第 1 項の規定により変更の登録を申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

なお、変更後の登録事項は別紙のとおりです。

(記載上の注意)

1. [同左]

2. 変更の事実を証する書類を添付すること。ただし、変更の理由が行政
区画又は土地の名称の変更によるときは、この限りでない。

(第 2 面) [同左]

(第 3 面)

別紙

[同左]

社員の氏名及び住所並びに社員である公認会計士及び特定社員の登録番号

【略】

【略】

(第4面)

(別添1：社員の氏名及び住所並びに社員である公認会計士及び特定社員の登録番号)

公認会計士である社員		
氏名	登録番号	住所

特定社員		
氏名	登録番号	住所

社員の氏名及び住所

【同左】

【同左】

(第4面)

(別添1：社員の氏名及び住所)

公認会計士である社員		
氏名	住所	

特定社員		
氏名	住所	

(記載上の注意)

[略]

(第5面) [略]

別紙様式第19号(第83条第1号関係)

(日本産業規格A4)

[(第1面)・(第2面) 略]

[(第3面)]

登録免許税領収証書貼付欄

別紙様式第20号(第83条第2号関係)

(日本産業規格A4)

(第1面) [略]

(第2面)

[略]	[略]
社員の氏名及び住所並びに社員である公認会計士及び特定社員の登	

(記載上の注意)

[同左]

(第5面) [同左]

別紙様式第19号(第83条第1号関係)

(日本産業規格A4)

[(第1面)・(第2面) 同左]

[加える。]

別紙様式第20号(第83条第2号関係)

(日本産業規格A4)

(第1面) [同左]

(第2面)

[同左]	[同左]
社員の氏名及び住所	

(記載上の注意)

[略]

(第4面) [略]

(第5面)

登録免許税領収証書貼付欄

別紙様式第22号 (第88条第1項第2号関係)

(日本産業規格 A4)

[(第1面) ・ (第2面) 略]

(第3面)

別紙

[略]	[略]
社員の氏名及び住所並びに社員である公認会計士及び特定社員の登録番号	
[略]	

(記載上の注意)

[1・2 略]

(記載上の注意)

[同左]

(第4面) [同左]

[加える。]

別紙様式第22号 (第88条第1項第2号関係)

(日本産業規格 A4)

[(第1面) ・ (第2面) 同左]

(第3面)

別紙

[同左]	[同左]
社員の氏名及び住所	
[同左]	

(記載上の注意)

[1・2 同左]

<p>[略]</p> <p>(第5面)</p> <p>[略]</p>	<p>[同左]</p> <p>(第5面)</p> <p>[同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	